



平成 25 年 6 月 18 日

各 位

上場会社名	株式会社 NITTOH
代表者	代表取締役社長 中野 英樹
(コード番号	1738 名証第二部)
問合せ先責任者	取締役経理部長 伊藤 寿朗
(TEL	052-915-3210)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 22 日開催予定の第 40 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議する予定でありますので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 当社は、当社従業員の出向等の事業領域の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性向上及び公告手続き合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (目 的)	第 1 条 (目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 11. (条文省略)	1. ～ 11. (現行どおり)
(新 設)	<u>12. 労働者派遣事業</u>
<u>12.</u> 前各号に附帯関連する一切の事業	<u>13.</u> 前各号に附帯関連する一切の事業
第 3 条～第 4 条 (条文省略)	第 3 条～第 4 条 (現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載する。
第 6 条～第 35 条 (条文省略)	第 6 条～第 35 条 (現行どおり)

3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 25 年 6 月 22 日 (土曜日)
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 22 日 (土曜日)

以 上